## 進入道路について (開発事業等におけるまちづくりに関する条例 施行規則別表第1道路3道路幅員(2)進入道路)

進 入 道 路: 幅員6m以上の道路から開発区域に接する道路(※駐車場出入口に面した道路)

までの間の道路(ただし、開発区域が1ha以上の場合は別途要協議)

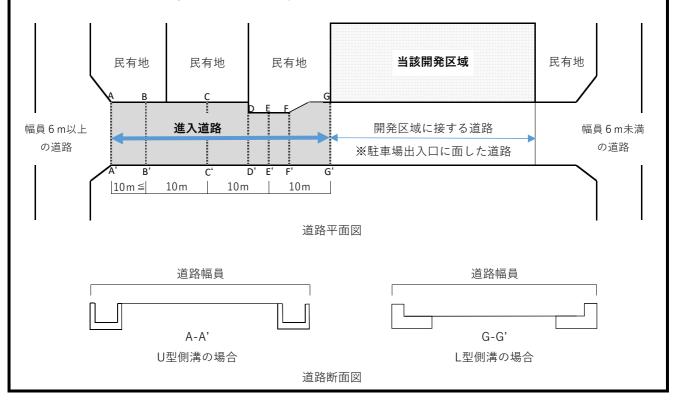
進入道路の幅員: 平均の幅員及び延長の8割以上の幅員は条例で定める幅員以上であること。

ただし、用途地域及び容積率の区分に応じた換算戸数の制限を超えない場合は

上記幅員未満とすることができる。

幅員4m未満の場合は、待避所(原則として現道を含み幅員6m長さ20m以上の

もの)を設置すること。



## ■進入道路の幅員の確認方法

道路台帳にて道路幅員を確認(水路がある場合は、土木調査課にて道路区域を確認)

- →条例で定める幅員未満の場合…申請者による現地調査+進入道路幅員調査書の提出が必要
- ■進入道路幅員調査書の提出について(提出時期:開発事業概要書提出前)

添付資料 ①位置図 ②現況道路平面図・断面図 ③写真 ④幅員の検討算定式

- ※ ②進入道路(交差点・隅切り除く)の、10mピッチ及び幅員に変化のある箇所を測定し、図面 に測定点、幅員を記入
  - ③測定点の近景2カ所、遠景の写真を添付
  - ④幅員の検討算定式
    - ・平均の幅員 進入道路(交差点・隅切りを除く)の面積÷進入道路の延長=○m ≧必要幅員
    - ・延長の幅員 (進入道路の延長—必要幅員に満たない区域の延長)÷進入道路の延長=○%≥80%